訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション人員等確認表

記入年月日	年　　月　　日
事業所名	

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

チェック項目

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　　　容</th><th>適</th><th>不適</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>１　従業者の員数･資格
※指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問リハビリテーションの人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。</td><td>必要な人員が配置されているか。(下表に前月分の人数記載の上各職種について基準を満たすかチェック)
<table>
<tr><th>職種
勤務形態別配置数</th><th>医師</th><th>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</th></tr>
<tr><td>常勤</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非常勤</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td><td rowspan="4">老企第第25号第３-四-１①②
府基準82条
府予基準81条</td></tr>
<tr><td>(医師)</td><td>・１名以上置いているか。
※指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。</td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td></td><td>・常勤か。
※指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤要件として足るものである。また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものとする。</td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td>(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)</td><td>・１名以上置いているか。</td><td>□</td><td>□</td></tr>
</table>